

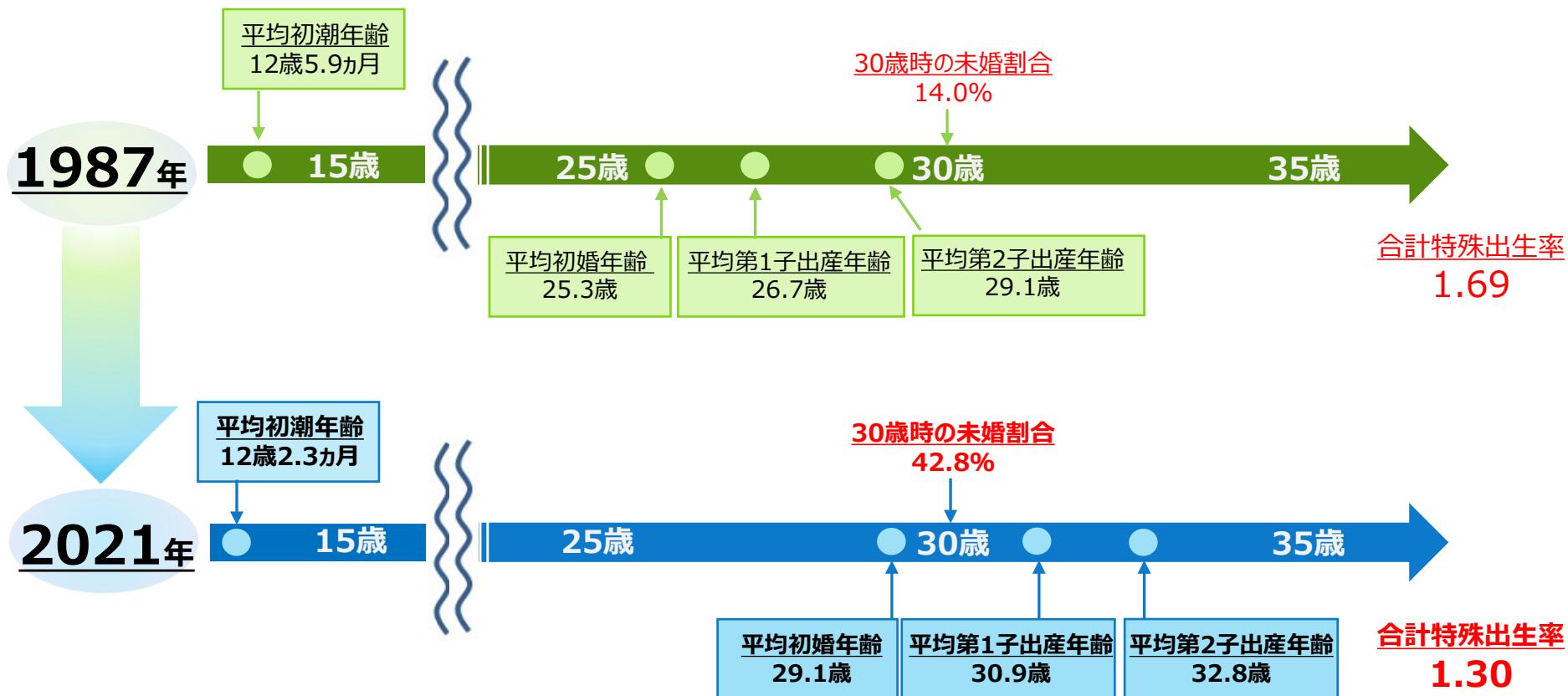


講義⑨女性の健康への支援について

令和7年11月
内閣府男女共同参画局推進課

10代・20代女性のライフイベント年齢

- 現代の女性は、結婚・出産等に関し、数十年前の女性とは異なる状況にある。現代女性が生理と付き合う期間は長い。



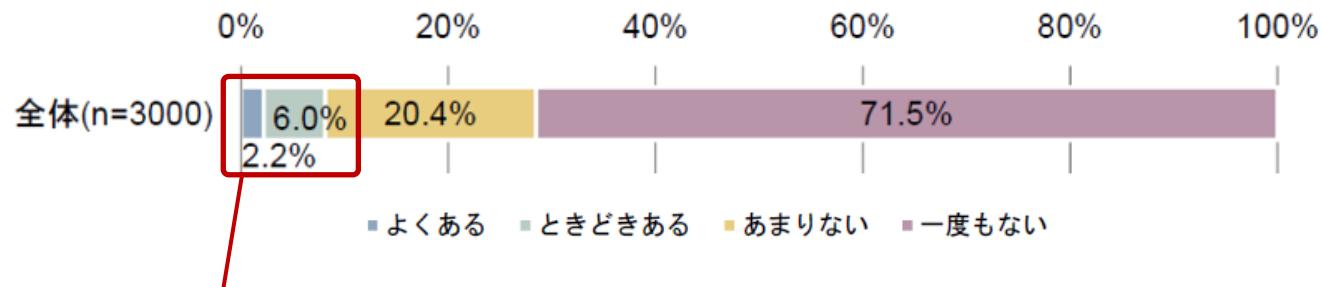
- (出典) ● 平均初潮年齢：大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室「第12回全国初潮調査結果」より内閣府男女共同参画局作成。
備考：1987年の数値は1987年調査結果、2021年の数値は2011年調査結果をそれぞれ記載。
- 30歳時の未婚割合：総務省統計局「国勢調査」より内閣府男女共同参画局作成。
注：30歳時の未婚割合 = 30歳時の未婚者数 / 30歳時の未婚者数 + 有配偶者数 + 死別者数 + 離別者数
備考：1987年の数値は1985年調査結果、2021年の数値は2020年調査結果をそれぞれ記載。
- 第一子出産年齢、第二子出産年齢：厚生労働省「出生に関する統計」の概況より内閣府男女共同参画局作成。
備考：1995年以前は5年毎の調査のため1987年の数値は1985年を引用した。
- 合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計月報年計（概数）の概況」より内閣府男女共同参画局作成。

概要

経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題である。

(参考) 令和4年3月23日 厚生労働省「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」結果概要より一部抜粋

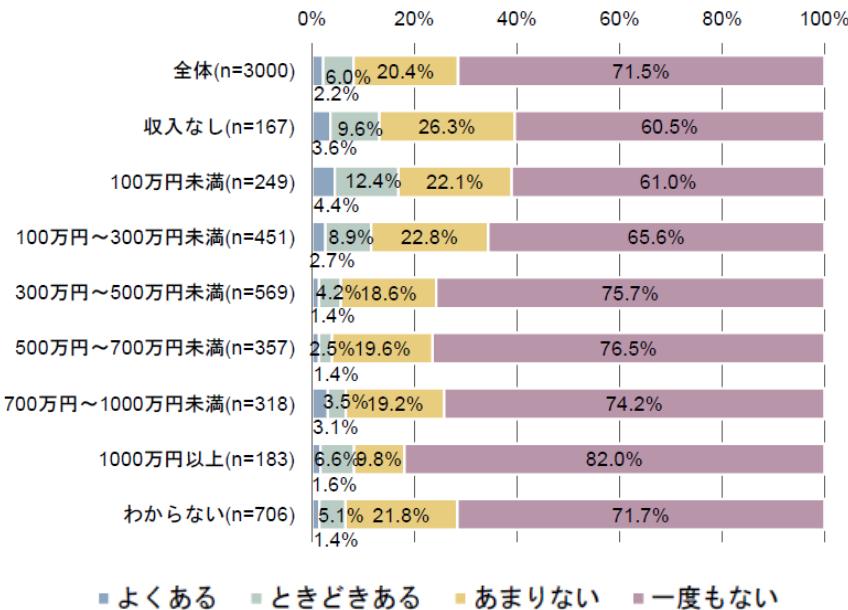
第1-1表 年代別 新型コロナウイルス感染症発生後から現在までに生理用品の購入・入手に苦労したこと



▶ 8.2%の女性が、生理用品の購入・入手に苦労したことに関して、「よくある」「ときどきある」と回答

第1-2

表世帯収入別 新型コロナウイルス感染症発生後から
現在までに生理用品の購入・入手に苦労したこと

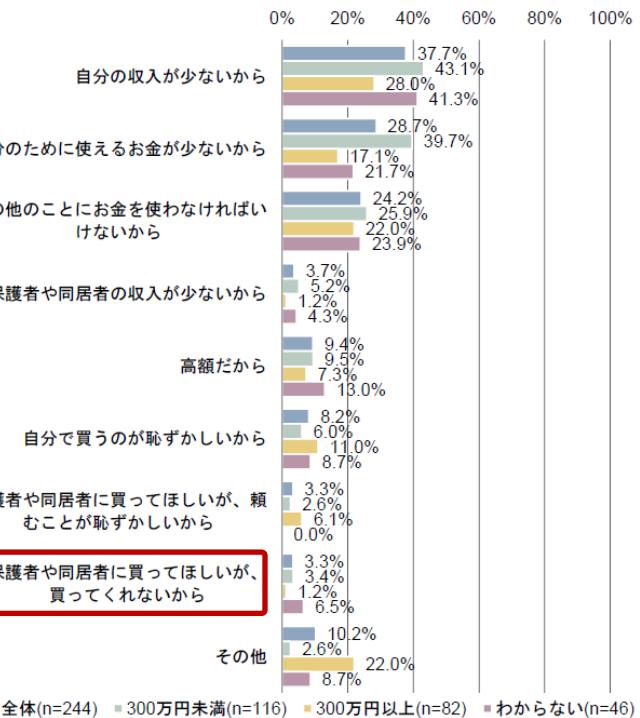


注) %表示の小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

▶ 世帯収入額に関わらず、生理用品の購入・入手に苦労した人がいる。

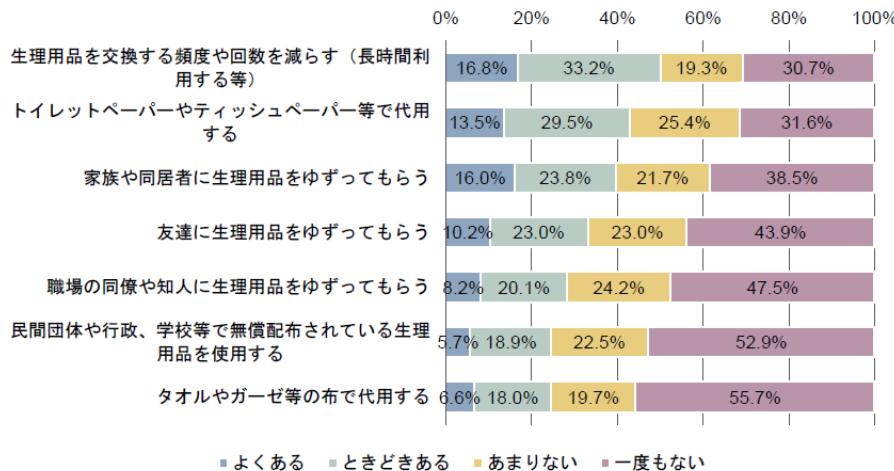
第1-3

世帯年収別 生理用品の購入・入手に苦労した理由：複数回答

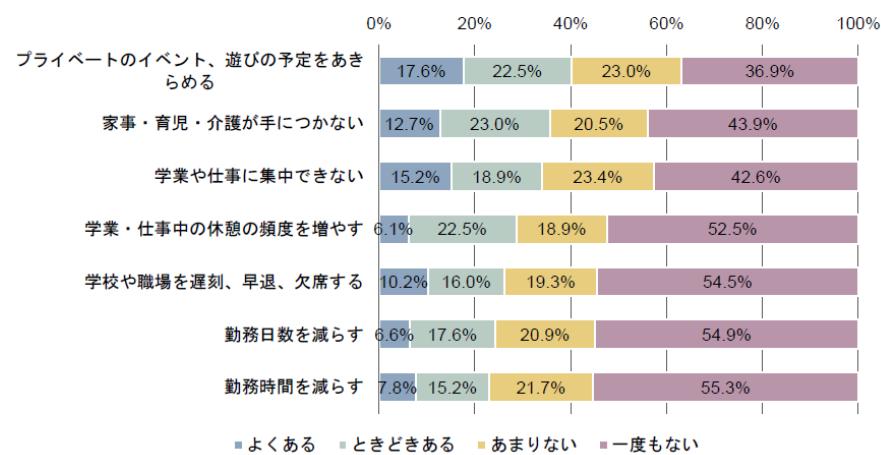


▶ 経済的な理由だけではなく、「保護者や同居者に買ってほしいが買ってくれないから」等、様々な背景がある。

第2表
生理用品を購入・入手できないときの対処法



第5-1表
新型コロナウイルス感染症発生後（2020年2月頃以降）に、
生理用品を購入・入手できないことが理由で経験したこと



注) %表示の小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

▶ 健康への悪影響がありえる回答も見られる。無償配布を利用したことがある人は2割強にとどまる。

▶ 「生理の貧困」が社会活動にも影響を与えている。

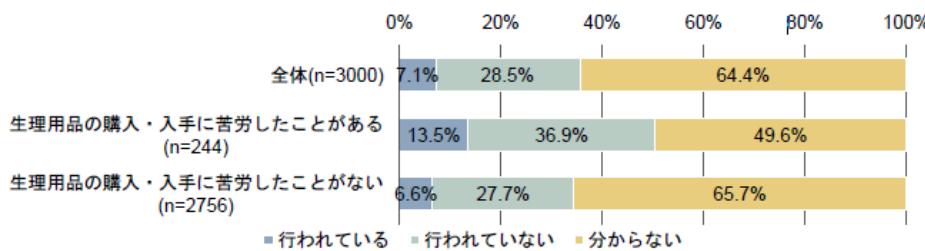
生理用品に関する公的支援制度の認知・利用状況

生理用品に関する公的支援の認知について、「あなたのお住まいの地域では、生理用品の無償提供が行われていますか。無償提供を行っている団体がわからなくても、無償提供が行われていること自体を知っていたら『行われている』をお選びください」と尋ねたところ、回答者全体のうち「行われている」と答えたのは7.1%だった。生理用品の購入・入手に苦労したことが「ある」人では、制度があるかが「わからない」と49.6%が回答し、「行われている」と認識しているのは13.5%のみだった。

市区町村からの生理用品の無償提供が「行われている」と認知しており、かつ「利用したことがない」と回答した人（129人）について、その理由を尋ねたところ、「必要がなかったから（69.8%）」に次いで、「自分が提供される対象に含まれなかったから（12.4%）」「申し出るのが恥ずかしかったから（8.5%）」「人の目が気になるから（7.8%）」「対面での受け取りが必要だったから（6.2%）」などが挙げられた。

第6-1 表

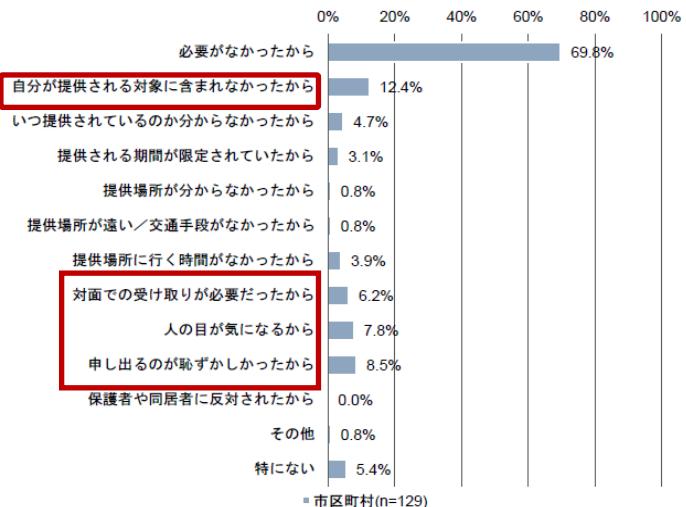
生理用品の購入・入手に苦労した経験の有無別 居住地域での生理用品の無償提供の認知状況



注) %表示の小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

▶ **生理用品の購入・入手に苦労したことが「ある」人のうち、約半数が制度の有無を「わからない」と回答。**

第6-4 表
市区町村で行われている生理用品の無償提供を知っていたが
利用しなかった理由：複数回答



このため内閣府では、「生理の貧困」に係る取組の横展開に資するよう、全5回の調査を行い、各地方公共団体の取り組みに関する情報提供を行っている。※次頁参照

「生理の貧困」に係る地方公共団体の取組（第5回調査 2024年10月1日時点）概要

【調査結果】

・「生理の貧困」に係る取組を実施している（実施した・実施を検討している）ことを今回把握した地方公共団体の数は926団体（予算措置や防災備蓄、寄付等により準備した独自の取組を行っている地方公共団体が811団体、地域女性活躍推進交付金等の交付金を活用した取組を行っている地方公共団体が164団体、独自の取組と交付金の活用による取組の両方を行っている地方公共団体が49団体。）。

※前回の第4回調査（2023年7月18日時点）で把握した地方公共団体の数は950団体（予算措置や防災備蓄、寄付等により準備した独自の取組を行っている地方公共団体が779団体、地域女性活躍推進交付金等の交付金を活用した取組を行っている地方公共団体が221団体、独自の取組と交付金の活用による取組の両方を行っている地方公共団体が50団体。）。

※なお、本調査においては、以下2点を調査対象としている。①地方公共団体による独自の取組に加え、交付金を活用した取組状況についても照会の上、回答を掲載。②都道府県が独自の取組や交付金を活用し生理用品を調達の上、所管市区町村に配布し、その市区町村が設置・配布している取組について、都道府県、市区町村の両方の取組として掲載。

・地方公共団体による独自の取組においては、調達方法として予算措置が最も多く、次いで防災備蓄が多い。また、交付金を活用した取組においては、地域女性活躍推進交付金を活用した取組が多い。

【調査方法】

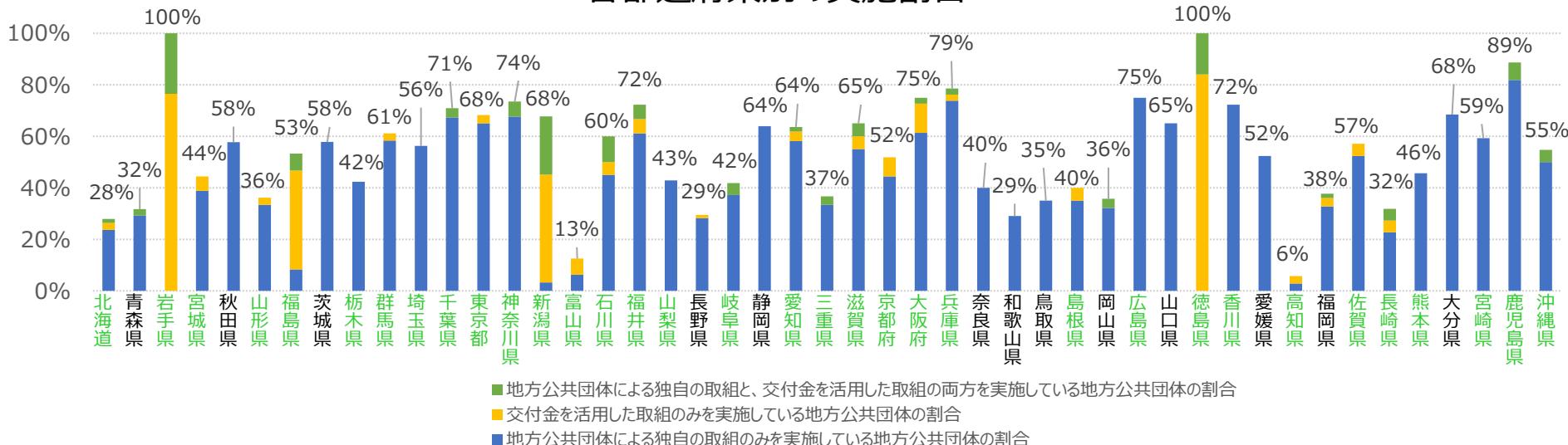
各都道府県に対し、2024年10月1日現在の「生理の貧困」に関する都道府県及び管内市区町村の取組及び交付金を活用した取組状況について照会し、把握している情報を回答いただき掲載。

※1 「実施予定」等と回答した場合や令和6年度に既に配布等の取組を終了している場合も含む。

※2 各地方公共団体の最新の情報がすべて把握されているものではない。

※3 市区町村の取組に加え、都道府県が実施主体となる取組を含む。（例：県所管施設や県立学校等における配布、県が調達した生理用品を管内市町村に配分し配布等）

各都道府県別の実施割合



※各都道府県の実施割合は、各都道府県内で「生理の貧困」に係る取組を実施している地方公共団体数を、管内市区町村数+1（都道府県）で除して算出。なお、2024年10月1日時点において市区町村と都道府県を対象とした地方公共団体数は1,794である。

※実施主体に都道府県を含む場合は、軸ラベルの都道府県名を緑色に着色している。



令和7年2月14日

広報・周知に関する工夫

厚生労働省が令和4年2月に実施した「『生理の貧困』が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査」の結果によると、生理用品の購入・入手に苦労したことがある人（244人）のうち約半数（49.6%）が居住地域で生理用品の無償提供が行われているかどうかが「分からない」と回答し、生理用品の提供の取組を認知している人の割合が低いことがわかった。さらに、市区町村における取組を認知している人のうち利用したことがない人（129人）にその理由を尋ねたところ、「申し出るのが恥ずかしかったから（8.5%）」、「人の目が気になるから（7.8%）」、「対面での受け取りが必要だったから（6.2%）」などが挙げられた。これを踏まえ、こうした課題に係る地方公共団体の取組を調査したところ、以下のような回答があった。

広報・周知に関する工夫

1. 広報誌、メールマガジン、YouTube、ホームページ、アプリ等に加え、Facebook、LINE、X、Instagram等のSNSも活用し広く周知している。
2. 学校や役場等にてポスターやデジタルサイネージの掲示、パンフレットやカードの設置をしている。
3. 住民の利用頻度が高い図書館や公民館のある複合施設、公共施設のトイレで取組を実施し、事業を周知している。
4. 「学校だより」や「保健だより」により保護者及び児童生徒へ周知を行っているほか、授業参観日等でも保護者へ周知を行っている。また、宿泊行事前や保健の授業の際に養護教諭から指導を行っている。
5. 各学校の半期ごとの配布数を集計し、配布数の多い学校に独自の取組や周知の方法を調査し、情報共有している。
6. 国や県の週間事業、パープルリボン運動や国際女性デー等、各イベント等の開催に併せて、「生理の貧困」に関する取組を周知するチラシ等を作成し、配布している。
7. 女子トイレ内の生理用品配置場所に、「お気軽にご利用ください。応援しています。」や、「誰でもどうぞ。」というメッセージを添えて案内をしている。

奈良県 香芝市

ホームページに生理用品等を設置している学校のトイレの写真を掲載している。





利用者への配慮に関する工夫

利用者への配慮に関する工夫

- 窓口にて、意思表示カードやスマートフォンの画面を提示することで声を出さずに、かつ本人確認不要で受け取れる。
- 紙袋で個包装されたものを、女性職員が窓口で渡している。
- 本人から直接申し出がなくても提供できるようにしている。
配布対象者の住所・氏名・生年月日の記入があれば代理申請も可能としている。
- トイレの各個室へ設置し、「困ったときには誰でも使える」旨を記載した案内を掲示している。
トイレの個室に設置することにより、周りの目を気にすることなく利用できる。
- トイレの個室内に配布用ディスペンサーを設置しているため、人目につかず生理用ナプキンを受け取ることができ、利用者の心理的負担を軽減している。
- 小・中学校の女子トイレ個室に、メッセージカードを掲示している。当該メッセージカードには、「保健室で心身や家庭のことなどの悩み相談ができる」とも記載している。

意思表示カード（一例）



秋田県 男鹿市



鹿児島県 霧島市



山梨県 菅崎市

静岡県 藤枝市
女性・多目的トイレ内に
生理用ナプキンを設置している。兵庫県 明石市
全市立学校の女子トイレ内に
生理用品を配備している。



今年度から開始した取組の創意工夫や昨年度からの改善例

今年度から取組を開始した理由

1. 昼用の生理用ナプキンに加え、ニーズに応じて、夜用ナプキンやスポーツ用ナプキン、タンポン（個包装）、使い捨てパンツ等の提供を開始した。
2. 各学校に予算を配当し、生理用ナプキンの購入だけでなく、各学校の実態に応じ、生理用品に係るものを購入可能とした。
3. 急遽、生理用品が必要になった方への配布について、夜間や休日も受け取れるよう、配布場所を追加した。
4. 配布場所に国際交流協会の窓口を追加した際に、協会がある施設内の案内に英語表記を追加した。
5. 実態を把握するため、児童生徒にアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、トイレの個室に生理用品を配置した。
6. 窓口での対面による受取に抵抗のある市民のため、生理用品ディスペンサーを公共施設に設置予定。
(まとめた数が必要な方には、従来の配付窓口を案内)
7. 昨年度まで、市役所庁内での防災備蓄や民間企業から提供いただいたものを活用していたが、今年度からトイレットペーパーと同様に施設管理課にて予算措置した。

今年度から取組を開始した理由

1. 取組を実施している地方公共団体が増えたため。
2. 市民からの要望を受けたため。
3. 困難な問題を抱えていることに気づいていない、どこに相談したらよいか分からぬ等の理由で支援につながっていない女性の早期発見のため、相談窓口周知カードと生活必需品である生理用品を併せて配布することとした。
4. 相談窓口に来るきっかけづくりの一つとして取り組みを開始した。
5. 利用者把握のため試験的に取り組みを開始した。
6. 生理による女性のストレスや不安の軽減を図るため。



取組から女性や女児の支援へ繋がった事例

取組から女性や女児の支援へ繋がった事例

- 学校での個別支援:** 養護教諭が母親のいない家庭の児童生徒や支援が必要な児童生徒に個別に声掛けを行い、支援に繋げた。父子家庭の生徒が生理用品等の相談を学校でできるようになった。
- 保健室を通じた相談:** 学校の保健室を窓口にすることで、生理用品の提供をきっかけに家庭環境についての悩みの相談に繋がった。
- 女性特有の健康課題についての相談:** 生理不順の相談やHPVワクチンの相談に繋がった。
- コミュニケーションの場の提供:** 生理用品を届けるという直接的な支援だけでなく、配布をする場が当事者同士のコミュニケーションの場となったり、現在支援を必要としない方にとっても「生理の貧困」という問題を知り、考えるきっかけとなつた。
- フードバンクとの連携:** 生活困窮相談事例において、フードバンク事業と連動して対応した事例があった。
- 生活困窮自立相談支援:** 生理用品を受け取れる意思表示カードを公共施設のトイレに置くことで、生活困窮自立相談支援に繋がった事例があった。
- 生活保護制度の申請:** 生理用品と同封された相談窓口の情報を通じて、生活困窮世帯が生活保護制度の申請に繋がった。
- 就労準備支援事業への参加:** 窓口に生理用品を受け取りに来た女性から受けた相談から、ひきこもり状態で生活用品の購入ができなくなったことがわかり、医療機関への受診を勧め、就労準備支援事業への参加に繋がった。

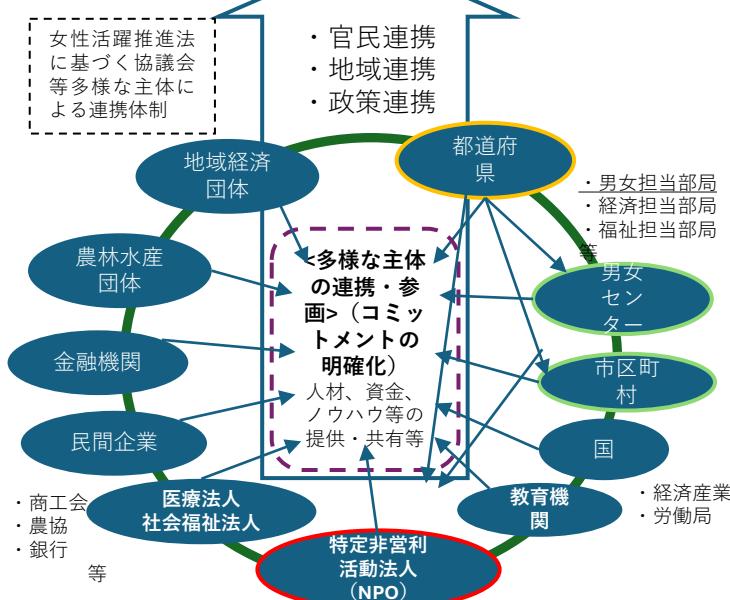
① 「生理の貧困」への対応

地域女性活躍推進交付金

(令和6年度補正予算 7.0億円、令和7年度当初予算 3.0億円)

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」(能登半島地震の影響等により困難・課題を抱える女性に対する支援、女性デジタル人材や「女性・平和・安全保障（WPS）」の観点も踏まえた女性防災リーダーの育成、女性の登用拡大等)



【交付対象】

地方公共団体

【補助率】

(1) 活躍推進型: 1/2

(2) デジタル人材・起業家育成支援型: 3/4

(3) 寄り添い支援・つながりサポート型

(A) 寄り添い支援型プラス: 1/2

(B) つながりサポート型: 3/4

(C) 男性相談支援型: 1/2

【交付上限】

(1) 各区別ごと 都道府県 800万円（注）、政令指定都市 500万円、市区町村 250万円

(2) 各区別ごと 都道府県 1,200万円、政令指定都市 750万円、市区町村 375万円

(3)(A,C) 各区別ごと 都道府県・市・特別区 800万円
町村 500万円

(3)(B) 一律1,125万円

注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

(1) 活躍推進型

女性防災リーダーや女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援。

(2) デジタル人材・起業家育成支援型

ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援。

(3) 寄り添い支援・つながりサポート型

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援。

(A) 寄り添い支援型プラス

(B) つながりサポート型

(C) 男性相談支援型

地方公共団体
(関係団体と連携)



内閣府

情報提供

他の地域の
・ 地方公共団体
・ 地域経済団体
等

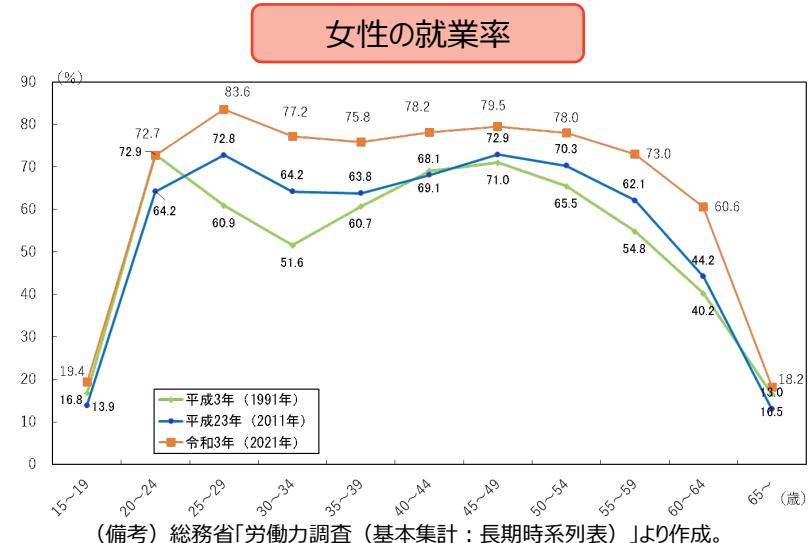
②事業主健診の充実等による女性の就業継続等の支援 ヘルスリテラシー研修

- 女性が自らの意思で自らの身体のことを決定できることは、女性活躍・男女共同参画の大前提。特に、女性の就業率が上昇し、第1子出産前後の就業継続率も上昇する中で、女性にとって、長い期間にわたり「仕事」と「女性特有の健康課題」との両立が課題。
- 女性がのびのびと力を発揮できるよう、①働く女性が自らの身体に关心を持ち、自らの身体のことを知るとともに、②男性も含めて、企業・職場や社会が、年代ごとの女性の健康課題への理解・关心を深めることが重要。
- 企業・職場において女性の健康に関するヘルスリテラシーの向上に取り組むことは、女性の生涯を通じた健康の保持に資するとともに、各企業における人材確保や組織の活性化、企業価値の向上の観点からも重要。
- 内閣府でも、職員の女性の健康に関するヘルスリテラシーの向上が進むよう、令和4年4月に初めて、内閣府新採用職員研修の1コマとして、全ての新入職員に対し、女性の健康に関する講義を実施。また、令和5年1月から内閣府管理職等を対象とした研修を実施している。

＜参考データ＞

- 女性の就業率
・最近10年間において、女性の就業率は、全ての年齢階級で上昇。（右図参照）
- 第1子出産前後の女性の継続就業率
・2005-2009年：43.4%
・2010-2014年：57.7%
・2015-2019年：69.5%

（備考）国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。



②事業主健診の充実等による女性の就業継続等の支援
ヘルスリテラシー研修

項目	新採用職員向け研修	(管理職含む全体向け) 研修	
		第1部	第2部
日時	令和6年4月11日 (新採用職員研修内において実施)	令和6年12月18日 ～令和7年3月末	令和6年12月18日 ～令和7年3月末
対象者	令和6年度 内閣府 新採用職員	全職員	管理職、補佐級、係長級
研修テーマ	女性の健康に関するヘルスリテラシー向上 に係る研修	女性の健康に関するヘルスリテラシー向上 に係る研修	女性職員とのコミュニケーション、 職場環境のマネジメント
講義内容	年代ごとの女性の健康課題や、 女性の身体についての基礎知識について	年代ごとの女性の健康課題や、 女性の身体についての基礎知識について	左記内容を踏まえた上で、 女性職員とのコミュニケーション方法や 職場環境のマネジメントについて学ぶ
講師	星野寛美氏 (関東労災病院 産婦人科医)	星野寛美氏 (関東労災病院 産婦人科医)	西部沙緒里氏 (株式会社ライフサカス代表取締役)

女性の健康に係る政府文書

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（抄）
(令和7年6月10日政府決定)

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

Ⅱ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

（3）仕事と健康課題の両立の支援

- ①改正女性活躍推進法の着実な施行 女性の健康上の特性に留意した取組推進 ※再掲
- ②健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進
- ③女性の健康課題に取り組む企業の評価制度の活用・促進
- ④女性の健康課題に対応する施策の充実に向けた効果検証
- ⑤働く女性の健康を支えるための更なる取組の推進

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

（5）性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

- ①女性の健康総合センターの取組など性差を考慮した包括的に支援する取組の推進
- ②フェムテックの推進と更なる利活用等
- ③女性の出産及び産後ケア施策の充実
- ④医療保険者等のインセンティブ制度を活用した女性の健康課題の解決に資する取組の推進
- ⑤健康増進関連施策における女性の健康課題解決の推進
- ⑥生理の貧困への対応
- ⑦緊急避妊薬の利用に向けた検討
- ⑧スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進
- ⑨女性医師に対する支援

女性の健康に係る政府文書

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（抄）
(令和7年6月10日政府決定)

Ⅱ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

（3）仕事と健康課題の両立の支援

①改正女性活躍推進法の着実な施行 女性の健康上の特性に留意した取組推進 ※再掲

女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨を盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえ、女性の健康課題に対する取組を推進する。【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、各府省】

また、積極的に女性の健康課題に対する取組を行っている企業を評価する仕組みを検討する。【厚生労働省】

②健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進

働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、プライバシーに十分配慮した上で、事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）の標準的な問診票に、月経随伴症状や更年期障害等に係る質問を追加する。あわせて自治体検診における骨粗鬆症検診について検診受診率向上に向けた取組を進める。【厚生労働省】

女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われなければならない旨を盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえ、職場における女性の健康支援の取組を促すに当たっての方策を検討する。【厚生労働省】

事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいてセルフチェックの重要性に触れるとともに、女性特有の健康課題に関する啓発を含め情報提供を行う。【厚生労働省】

また、更年期に係る症状を自己評価により把握し、受診などの適切な行動に結びつけられるようセルフチェックを活用するなどの取組を、企業や自治体に促す。あわせて事業所内に働く女性の相談に対応する担当者を配置するなど女性の健康を話題とする場づくりを推進する。【厚生労働省】

労働者が女性特有の健康課題で職場において困っている場合、事業者が産婦人科医等の専門医の早期受診を勧奨すること及び専門医の診断書を持って事業者に相談することができる等を事業者向けガイドラインや健診機関向けマニュアルにおいて明示するとともに、今後の普及、活用促進について取組を進める。【厚生労働省】

加えて、企業において、従業員の産婦人科受診に対するハードルを下げるに資する相談事業が行われることを促進する。【厚生労働省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（抄） (令和7年6月10日政府決定)

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

（3）仕事と健康課題の両立の支援

③女性の健康課題に取り組む企業の評価制度の活用・促進

健康経営銘柄、健康経営優良法人、なでしこ銘柄等において、女性の健康課題に取り組み、成果を上げている企業や健康保険組合の好事例を集め、他の企業等にも広く周知すること等を通じて、企業における女性の健康課題への取組をより促進する。

さらに、企業だけでなく、自治体や一般社団等の多様な法人で取組が広がるよう、健康経営優良法人の認定要件変更を検討する。
【厚生労働省、経済産業省】

女性活躍推進法の基本原則において、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨を明確化することを盛り込んだ改正女性活躍推進法を踏まえ、女性の健康課題に関する取組を積極的に行っている企業を評価する仕組みを検討する。【厚生労働省】

④女性の健康課題に対応する施策の充実に向けた効果検証

フェムテック等サポートサービス実証事業の成果の普及を通じて、企業における更なる好事例の創出を図り、自治体及び中小企業への横展開等に取り組む。【経済産業省】

女性特有の健康課題による社会全体の経済損失は年間約3.4兆円と推計されるとの試算もあり、女性の健康施策導入の重要性が高まっていることを踏まえ、女性の健康に関する取組の効果検証プロジェクトを実施し、施策の実施前後でどのような効果があったかを明らかにする。

女性の健康課題によって生じる労働損失について再試算の際には、妊娠・出産・産後の不調にかかる要素（産後うつ等の産前産後に発生する健康課題）も考慮する。【経済産業省】

女性の健康施策の効果検証プロジェクトにおいては、女性のプレゼンティームやエンゲージメント改善などにフェムテック関連サービス・商品が有効であるかどうかを把握するなど、企業にとっての直接的なメリットを示す。【経済産業省】

人材不足が深刻な地域の中小企業においては、女性特有の健康課題に対応する施策に取り組むことは、企業のレジリエンスや人材確保の面で、企業経営にとって効率的な投資となる可能性が高いが、一方で、中小企業は支援サービス導入に際して初期コストのハードルが高く、導入を躊躇する傾向がある。そのため、資金やリソース・ノウハウが不足しがちな中小企業に対し、女性特有の健康課題解決に向けた社内体制を整備するための支援を実施するとともに、先進的に女性の健康に関する施策に取り組んでいる中小企業を見える化する。【経済産業省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（抄）
(令和7年6月10日政府決定)

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

（3）仕事と健康課題の両立の支援

⑤働く女性の健康を支えるための更なる取組の推進

女性ならではの健康課題を解決することや、女性のライフイベントに応じた支援策を講じること、女性自身が健康課題に気が付き、早期のケアを行うことの重要性について、企業の経営層に理解を深めてもらい、企業における支援を促すことが必要である。中小企業にも波及させることを念頭に、女性従業員の健康支援について好事例を収集し、HPでの公表を行う。【厚生労働省】

企業における女性の健康課題にかかる取組や、事業主健診に関する取組について、連携して周知・啓発を行う。【厚生労働省】

病気休暇等の特別休暇制度の導入を推進するため、特別休暇制度導入事例集の作成・周知に取り組む。【厚生労働省】

公務組織を構成する多様な職員が、心身の健康を保持しながら活躍することができるよう、性差・年齢等に応じた様々な健康課題への理解を促進する。特に女性については、月経、出産等、個人差は大きいもののライフステージごとに特有の健康課題が存在することに留意して理解を促進する。このため、各府省の取組として、心身の健康増進に関する各階層向けの研修等の健康教育を推進する。特に、管理職向け及び新規採用者向けの健康教育に率先して取り組む。また、職員を対象とした健康相談窓口拡充に係る実証事業を実施しその周知を図るとともに、各府省における健康管理体制の整備充実を進める。【内閣官房、各府省（、人事院）】

産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等が、職場や地域、学校など様々な場で、更年期の健康課題を含め、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、人材育成を図る。【文部科学省、厚生労働省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（抄） (令和7年6月10日政府決定)

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

（5）性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

①女性の健康総合センターの取組など性差を考慮した包括的に支援する取組の推進

女性の健康総合センターによる取組を着実に推進していくため引き続き体制の整備を図る。また、同センターを中心として、AMEDや関係省庁等の各種研究事業を活用しながら、妊娠・出産を含めた女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等に取り組むとともに、リテラシーの向上も図りながら、「ジェンダー・イノベーション」を推進する。

具体的には、女性の生涯にわたる健康課題を幅広くカバーするための基盤データの収集を進めるとともに、フェムテック事業者の協力も得て、利用者のデータを匿名化し、個人情報の保護に配慮した上でデータベースを構築し、研究に活用することを推進する。

また、医薬品や医療機器に関して月経随伴症状や更年期症状など女性の健康・疾病に関する研究開発の推進等について検討する。【こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省】

女性が必要な医療を適切に受けられるように、産婦人科の受診に対する心理的なハードルを下げるための方策について、オンライン診療の活用等を含め、研究課題として取り上げる。【厚生労働省】

さらに、身近な受診先である地域の内科医等が、女性特有の健康課題に対応することができる知識の涵養や、必要に応じて婦人科等と連携し、必要な受診を促していくための啓発を行う。

あわせて、産婦人科と他科との連携を促進するため、精神科（うつ）、整形外科（骨粗鬆症）等の他の専門領域の医師にも、更年期等を含めた女性の生涯にわたる健康に関する知識を持ってもらい、必要があれば産婦人科受診を促してもらうなど、女性に必要な医療や支援が届くように、広く、医療従事者を含めた女性の健康を支援する関係者に対して、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、食事・運動・睡眠等の健康増進施策における取組とも連携し、研修・啓発、それらを通じた人材育成支援を行う。【厚生労働省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（抄） (令和7年6月10日政府決定)

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

（5）性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

①女性の健康総合センターの取組など性差を考慮した包括的に支援する取組の推進（つづき）

各大学の医学教育において、性差を考慮した医療に関する教育の充実を促すための検討を行う。【文部科学省】

学校においても、健康診断で月経随伴症状について所見を有する児童生徒の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内に努めたり、月経の正しい理解に資する冊子を活用し、児童生徒や学校関係者の理解を推進したりとともに、女性の生涯を通じた健康課題について学ぶ機会が得られるよう、自治体の保健部局と教育委員会の連携を強化する。【文部科学省、厚生労働省】

地域においても、薬局等の身近な資源を活用し、女性の健康について相談できるようにする。その際、各々が自らの健康的な暮らしについて考えるツールの開発を検討する。【厚生労働省】

さらに、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアについては、生涯を通じて健康に過ごすためにも重要な取組である。関係省庁や関係機関と連携し、政府一丸となって、プレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、社会全体での認知度向上と支援体制の整備等に取り組んでいく。また、性と健康の相談センターにおいては、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援等を継続的に実施する。あわせて、プレコンセプションケアの情報発信等を図る。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

②フェムテックの推進と更なる利活用等

企業における製品の研究開発において、性差の視点を取り入れる「ジェンダード・イノベーション」を促進する。セルフチェック、セルフケアを促進するため、フェムテック事業者が、医療機関や、女性の健康総合センター、その他研究機関等と連携し、AMEDの補助金等も活用しながら、ニーズの把握、製品開発を行うことができる取組を推進する。

医薬品、医療機器の研究開発プロセスにおいても、女性特有の健康課題に留意するよう、PMDAの相談における指摘等を通じて、製薬、医療機器業界における取組を促進する。

女性の健康に係る政府文書

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（抄） (令和7年6月10日政府決定)

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (5) 性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

②フェムテックの推進と更なる利活用等（つづき）

承認審査に当たっても、諸外国の取組も参考に、女性の身体にどのような影響があるかという点にも着目するよう留意する。

良質なフェムテックサービス・製品が評価され、社会に普及するような環境整備が必要であり、利用者の安全性への配慮が特に必要と考えられる分野の製品について、製品の品質や広告表現等に関するガイドラインを策定・拡充すべく、既に設置されている産官のワーキング・グループの場などを活用して引き続き検討する。【厚生労働省、経済産業省】

質の担保されたフェムテック関連機器、サービス等が消費者に届くよう、第三者認証や自己宣言などを含む品質担保スキームについて、フェムテック産業の現状を踏まえて適切な内容となるよう、業界団体等における検討を支援する。【経済産業省】

中小企業の現場での活用促進にむけ、女性の健康に関するデバイスやサービス利用を支援し、また気軽にフェムテック製品を体験できる機会を提供するなどの施策を講じる。【経済産業省】

また、自治体が、令和6年補正予算において創設された新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請にあたって参考する要綱や記載例などの資料において、フェムテック製品の活用を含む女性の健康に関する取組なども対象であることが明確にわかるよう明示する。【内閣府】

③女性の出産及び産後ケア施策の充実

地域やサービスの条件を設定して、出産を取り扱う病院等を検索することができる「出産なび」について、出産なびの認知向上に努めつつ、産後ケアに関する情報等、掲載情報の充実をさらに進め、ユーザビリティの改善にも取り組む。【厚生労働省】

「出産なび」に蓄積された施設・医療機関のデータを活用し、官民でのデータ利活用や民間における国への政策提言に活用する体制について、データの利用許諾等の観点で問題がないかなどに配慮しつつ、検討を進める。【厚生労働省】

産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、乳児の発達段階に応じ、利用者のニーズが多様化することを踏まえ、乳児を養育する親のニーズ調査やそれを踏まえた柔軟な専門職の配置（助産師と保育士等）を推進する。【こども家庭庁】

女性の健康に係る政府文書

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（抄）
(令和7年6月10日政府決定)

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (5) 性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

③女性の出産及び産後ケア施策の充実（つづき）

令和7年度から産後ケア事業が子ども・子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた。これに基づく、都道府県負担の導入や都道府県による広域調整等を踏まえた産後ケア事業の体制整備を着実に進める。【こども家庭庁】

Public Medical Hub（PMH：自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム）内における産後ケア利用料の償還払い手続きのデジタル完結を実現する等、自治体関係者の負担軽減に努める。【こども家庭庁】

産後ケア事業の利用率の向上に資するような指標を検討し、継続的に事業の拡充・運用改善に取り組む。【内閣府、こども家庭庁】

産後ケア事業について、事業の実施による女性の健康に与える影響を調査する。加えて、産後ケア事業以外の要素も含めた出産後の女性の健康ニーズについては、民間調査を活用する。【こども家庭庁】

④医療保険者等のインセンティブ制度を活用した女性の健康課題の解決に資する取組の推進

保険者努力支援制度など、各保険者等のインセンティブ制度において、女性の健康に関する取組を実施していることを評価したり、乳がん、子宮頸がんに特化した平均受診率を評価したりすることを検討する。【厚生労働省】

女性活躍推進法の改正等を考慮して保険者等へのインセンティブ設計を行う。【厚生労働省】

⑤健康増進関連施策における女性の健康課題解決の推進

令和7年4月よりスマート・ライフ・プロジェクトのテーマに追加した「女性の健康」について、「健康寿命をのばそう！アワード」に多くの応募がされるよう、評価のポイントを明らかにする。【厚生労働省】

「健康寿命をのばそう！アワード」の受賞例に「女性の健康」に関する取組を加え、スマート・ライフ・プロジェクトHPなどで公開する。【厚生労働省】

自治体検診における子宮頸がん検診について、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で推奨されているHPV検査単独法の実施に取り組む地方公共団体を支援する。【厚生労働省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（抄） (令和7年6月10日政府決定)

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (5) 性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

⑥生理の貧困への対応

経済的な理由等により生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題である。このため、地域女性活躍推進交付金により、地方公共団体が女性への寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を支援する。また、地域女性活躍推進交付金を活用した取組や各地方公共団体による独自の取組についての調査・公表を通じ、各地方公共団体における「生理の貧困」に係る取組の横展開および、生理用品を必要とする女性の必要な情報に基づくアクセスの向上を促進する。【内閣府】

⑦緊急避妊薬の利用に向けた検討

予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにするため、令和5年度から実施している緊急避妊薬の試行的販売の調査研究の調査結果を分析し、必要な見直しの検討を進めるとともに、悪用されないための対策や対面服用の必要性も含めて、必要な方に適切な形で届くようOTC化に向けて試行的販売の調査研究を継続的に実施し、更なる検討を進める。【厚生労働省】

⑧スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進

スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、引き続きスポーツ団体ガバナンスコードの周知に努めるとともに、スポーツ団体における女性役員の確保・育成支援の実施等により、各中央競技団体における女性理事の目標割合40%の達成に向けた具体的な方策等の取組の促進を図る。

また、女性アスリートの健康課題等を解決するため、相談窓口を引き続き設置するとともに、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や、競技活動を継続しながらライイベントを充実させるための妊娠期・育児期の支援プログラムを拡充し、今後一層の環境整備と競技力向上を推進する。さらに、これまでの研究成果やノウハウなどの情報を居住地域等にかかわらず誰もが活用できるよう、オンライン・プラットフォームの整備・普及等に取り組む。【文部科学省】

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）」（抄）
(令和7年6月10日政府決定)

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現 (5) 性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

⑨女性医師に対する支援

医師の働き方改革を推進するとともに、復職支援や勤務体制の柔軟化（短時間勤務や当直等の配慮）、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、医療機関における院内保育や病児保育の整備など、女性医師が活躍するための取組を引き続き実施・普及する。また、事業所内保育等も含めた保育所、病児保育、民間のシッターサービスなど、社会全体として様々な保育を利用しやすい環境を引き続き整備する。【子ども家庭庁、厚生労働省】